

広島県後期高齢者医療広域連合高額療養費特別支給金支給規則

平成21年8月28日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、平成20年4月2日から平成20年12月31日までの間の月の初日以外の日において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第52条第1号に該当するに至ったことにより後期高齢者医療制度の被保険者となった者（以下「特定期間年齢到達者」という。）については、それまで加入していた医療保険制度から後期高齢者医療制度に移行することにより医療費の自己負担額が増加することがあったことから、当該負担増加相当額について広島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が支給する高額療養費特別支給金（以下「支給金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支給金の支給の対象者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 特定期間年齢到達者が法第52条第1号に該当するに至った日の属する月（以下「到達月」という。）に後期高齢者医療制度の被保険者として受けた療養（以下「到達月の療養」という。）について、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第357号。以下「改正令」という。）第1条による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）の規定により支給される高額療養費及び他の公費負担（地方単独事業による負担を除く。以下同じ。）の支給後の自己負担額（以下「改正前の令による自己負担額」という。）が、仮に改正令第1条による改正後の令の規定を適用したとするならば支給されることとなる高額療養費及び他の公費負担の支給後の自己負担額（以下「改正後の令による自己負担額」という。）を超える者
- (2) 到達月において、広島県後期高齢者医療の被保険者であった者

(支給金の額)

第3条 支給対象者に対して支給する支給金の額は、当該支給対象者の到達月の療養に係る改正前の令による自己負担額から当該到達月の療養に係る改正後の令による自己負担額を控除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、支給対象者が到達月において属する世帯に他の後期高齢者医療制度の被保険者がいる場合であって、到達月において当該他の被

保険者が後期高齢者医療制度の被保険者として受けた療養について改正前の令の規定により支給される高額療養費の額から当該療養について仮に改正令第1条による改正後の令の規定を適用したとするならば支給されることとなる高額療養費の額を控除して得た額（以下「他の被保険者に係る高額療養費の差額」という。）がある場合には、当該支給対象者に対して支給される支給金の額は、同項の規定により支給される額から当該他の被保険者に係る高額療養費の差額を控除して得た額とする。

（支給金の支給申請及び支給の決定）

第4条 支給金の支給を受けようとする者は、支給申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定による支給金の支給申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、前条の規定による支給金の額がある場合には、速やかに支給の決定をし、当該申請をした者に対し支給金を支給するものとする。

（支給金の額の計算の対象となる療養の範囲）

第5条 支給金の額の計算の対象となる療養は、平成22年1月29日までに広域連合において確認した療養とする。

（支給申請受付期間）

第6条 支給金の支給申請受付期間は、平成21年8月31日から平成22年1月29日までとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第7条 前条に規定する支給申請受付期間内に支給対象者からの申請が行われなかった場合は、支給金の受領を辞退したものとする。

2 支給金の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等の事由によりこれを支給することができなかった場合において、広域連合長が補正等を求めたにもかかわらず、平成22年3月16日までに支給対象者による補正等が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとする。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、支給金の支給に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。